

である。外間では康有爲が秘密に宮中に入入して、光緒帝と密謀を運らして居た様に傳へられたが、實際は總かに著書に依り、或は奏摺に依り、康有爲の意見を求められ、之をたよりとして變法を行はれしに過ぎず、さうして兩者の間に立ちて諭旨陳奏の傳遞に任せしものは軍機處壽恒であつたと云ふことは戊戌政變記に見えて居る。さう云ふ譯で、

戊戌の變法は光緒帝が西太后の嫌疑を避けながら非常な不便を忍び、又人目を忍ぶ様にして秘密に徴された不完全な康有爲の意見を基礎として變法を行はれたと云ふことは、西太后の反對あるを期しながらそれを行はれたことと共に、戊戌の變法に急激促迫の性質を與へたものの様に考へられる、

平安朝初期の女裝及其社會的背景 (下)

櫻 井 秀

五

平安初期に於ける女裝が奈良式服飾の延長に過ぎざることば前文に述べしところの如し。殊に嵯峨帝の朝はその高調に達せし時なりとす。弘仁九年三月服制の改定を令し、また朝會の儀禮及日常

の禮法に及ぶ。これ恐らく服飾統一の企てなるべし。翌年また新制に従はざるものを處分せしむ。當局の唐風を好めること推するに餘あらむ。かくて十一年二月朔日に及び詔していはく日本記略

其朕大小諸神事及季冬奉幣諸陵則用帛衣、正受朝則用袞冕十二章、朔日受朝、日聽政、受蕃國

使、奉幣及大小諸會則用黃櫨染衣、皇后以帛衣爲助祭之服、以禱衣爲元正受朝之服、以鈿釵禮衣爲大小諸會之服。

かくの如くにして宮闈及庶人の間に保存せられ來りし唐式以外の服飾は壓迫驅逐せられんとするに至りぬ。公服に混在せし南方系服飾の著しくその形態を變じ、北方化するに至りしは、かゝる迫害の加へられし結果なるべし。

上文によりて見るときは、平安朝初期特に前章に云へる第一期の女装は、全く唐式のそれを中心的服飾となせしこと明なり。されば奈良朝式女禮服の典型は破壊せらるゝことなく、反て完成の域に達せしならむ。左に少しく兩朝の禮裝を對照比較せんとす。^③
 (備考上段は平安初期、下段は奈良朝)

(1) 理髮様式

寶髻内親王、各品
その制あり。

同上

女王及内婦命にして、五位以上のものまた寶

髻なり。(その位階により制を異にすることまた同じ)是も奈良平安初期に涉り變化を見ず。

(2) 服色

深紫内親王(四品以上)女王
(一位)内命婦(一位)

同上

淺紫女王(二・五位)
内命婦(二・三、位)

同上

深緋内命婦(四位)

同上

淺緋同(五位)

同上

(3) 紵帶

蘇芳深紫内親王、女王
内命婦(一―三位)

同上

淺紫淺綠内命婦
四五位

〔深紫淺綠(四)
淺紫淺綠(五)〕

(4) 褶

淺綠内親王、女王

同上

淺縹内命婦

同上

(5) 裙

蘇芳、淺紫、綠纈内親王

蘇芳深淺紫綠纈内親王及

〔女王内命婦 蘇芳淺紫、
(一位)〕

深淺綠纈女王、内命婦
(二位以下)

(6) 襪

錦内親王、女王、
錦内命婦(一—五位) 同上

(7) 冠

綠金銀飾。内親王
女王、命婦(一—三位) 同上

烏銀飾。
命婦(四五位) 同上

右に徴しても知らるゝ處は、平安初期の著しき外風本位の服飾改革が從來併行し來れる諸様式の純唐式統一計畫に過ぎざる事なりとす。想ふに時人も今日に於ける生活改善論者の思想の如く、服飾上に於ける二重生活を煩はしとする考ありしならむ。さりながら、此種の企圖は正當なる發展性を保有する或種の文化現象を迫害し、強て文化の「幅」を限定する者なること疑ふべからず。

當時の唐式服飾統一主義は果して如何なる程度迄其歩を進め得たりしか詳ならず。然れ共三代實錄に見えし左の兩話は夫に答ふる資料なるべく、

(1) 文德天皇與宮人爲藏鈎之戲、一鈎藏在百手之

中、密令夏井笠之、(中略)有小女着青衣、(4)

以白花插首者鈎在其左手中、(卷十三、貞觀八年

日甲子條)

(2) 先是、石見國爾麻郡大領外正八位上伊福部直

安道(中略)等、發百姓二百七十七人、圍守從五

位下毛野朝臣氏永、(中略)氏永所圍之時、逃

隱於外從五位下忍海氏則館、(中略)奪取屎

子○氏則ノ夫人、所着之大衣①一領、自被逃去、(卷四

十九仁和二年五月十二日庚寅)

いづれも唐式服飾が平常或はそれに近き際までも

着用せられし事實を告ぐるものといふべし。

註(1)日本記略弘仁九年三月丙午條に「朝會之禮及常所

服者、又卑逢貴而跪等、不論男女改依唐法、但五位已上禮服諸朝服之色(中略)皆綠舊例」ミいへり。

(2)格逸(卷下)に弘仁九年四月八日の宣旨を載す「奉

勅、既改前風可隨唐例者具在勅書、而至于今未有

改修徒、着麻服之外悉禁斷、若教諭重度者禁身申

送者「ミ」に入るものこれなり。前令との間に二十餘日を隔つるのみ。

(3) 奈良朝の制は、衣服令に、平安初期のそれは儀式卷六禮服制による。

(4) 唐代服飾の一にして皇后以下庶人の婦に至るまでみなこれを着す。(東京帝國大學文學部紀要卷四、

唐代の服飾四八―五三頁)

(5) 歴世服飾考卷三に説あり。

六

前項に於て内親王以下の禮服を比較せしが、未だ女帝及皇后の禮服を述べざりしを以て、左に少しく記さんと欲す。女子の服制にして至上の位置を占むるものは、女帝及皇后のそれなること明なるべし。さりながら平安奠都以來公主の登極は全くその例なかりしかば女帝の御服飾については殆ど述ぶべきものを見ず。ただ秘府に古くより傳へられし「女帝御裝束」ありしことは、その證あり。

長元禮服御覽記〇九年七月四日條にいはいはく

此日御覽禮服御裝束、(中略)一具女帝御裝束、

御冠只有平巾子、無櫛形、押鬢上有三花形、以花枝形飾之、前有鳳形、小寄左立、若右方令落失歟、大袖小袖裙等皆白綾無繡文、小袖下縫付白羅如男裳者也。〇

本文によれば、當時傳存せし御物は既に多く失はれし部分あれど、以てその大概を推し得べし。即ち女帝は純白の御正裝なりしを見るべく、而してこの舊制は江戸時代に至つても、かはることなかりき。明正帝の御即位に際し、着御せられしは、天野豊前守の大内日記卷六御讓位作法を記せし條に

寛永七年九月十二日上様御裝束(中略)

御ハダメシノウヘニ白ス、シノ御アハセニツメシ候、一ツハ御エツ付(〇)御袖ホソク、カ
ルサンノ如ク、コレヲ小袖ト申候、ウヘニメシ候、一ツハ御胸ハ御クヒカミナリ、常ノ御

裝束ノ如シ、御袖ハヒロ袖ニテワキノ方マロ袖也、是ヲ大袖ト申候由ニ候、御即位ニハ何レモ御袴メシ候ハス候

とあり、以て白色の大袖小袖を服御せられしこと徴すべし。冠綬珮等についても明正院著御の分を例示せんに、

御即位ノ御道具事。

一 御ホウクハン、御ツフリニメシ候御冠也ホウワウタチ花ウヘニ在……

一 御ギヨクハイ、御マヘノカタ、御ヲヒヨリサ

カリカケサセラレ候、タケ一尺アマリノ水晶

ノ珠數ニテ候、兩ワキニ絲ノクミニテ五筋ツ

ツサガリ申候、サキニシロカネノヤウニシテ

フラツキ申候、(大内日記)

本書は近代禮服の事を考ふるに種々の證憑を與へ貴重すべき資料なりとす。

次に皇后の御服飾について考ふるに、これはた

後世までその遺物を傳へ、長元禮服御覽記にも、

一具、皇后御裝束、大袖小袖裙皆青色、大袖裙等、圖繪鳩形、小袖無繪、又副纈御裙一腰。

唐制に於ける皇后の禮裝もまた深青色にして鞞○場の類と云ふの畫文あるを用ふ。對照して外風移植の一例とするを得べし。

註(1)鎌倉末代に及びては、遺物の散佚漸く多きを加へしもの、如し。後照念院關白記正元々年十二月五日條によれば、御冠は存せずといひ、白色の大袖小袖裳ミ袴の如きものあるを記せり。いふころの袴の如きものは、長元禮服御覽記にいへる小袖ミ縫ひつけられし裳のこころならむ。

(2)紀光卿記に後櫻町院登極の御服を傳へて、大袖以下みな白色なりしこころをいへり。(寶曆十三年十一月二十七日條)

(3)原田氏、唐代の服飾、四八頁

平安初期の制服が主として奈良式型態の延長完成に他ならざることば略々これを述べたり。然れども兩者が全く同一なりしにあらず、よりて以下に少しく當代の服飾界に於ける、留意すべき現象二三を叙述すべし。

(1) 服飾についての興味の變化

特に奢靡の世相を傳へらるる御代を除いて考ふるときは、當代の士女は、藤原氏盛期のそれに比し、服飾の美觀を念とせざりしと覺ゆ。三善清行は其意見封事に於て明白に右の事實を指摘せり。彼の上言はその例證をあぐるに際し、誇張の趣ありといへども、以て傍證となすに足らむ。延喜十四年四月の封事に叙していふ。○謂禁奢
修事條

臣伏見貞觀元慶之代、親王公卿皆以生筑紫絹爲夏汗衫、曝繩爲表袴、束繩爲鞆、染繩爲履裏、
(本朝文粹卷二)

本文は男子の服飾に關するものなれど、女装にて

も、平時の衣服及庶民階級の服飾一般に類似の傾向ありしかと思はる。然れども、此種の現象は平安初期の唐化主義がいつしか反動的狀態を現出し、上下みな、服飾問題に淡泊ならんとせし結果なりとしても解し得ざるにあらず。

(2) 着裝法の變化

當期に於ける着裝法の變化としては、夏季用朝服の公認と、裳數の制限とを主要なるものとす。

(イ) 夏期公服の制 衣服は身體に及ぼす寒暑の調節を以てその職能の一部とす。故に四季氣候の變化に伴ひて差あるべきなれど、舊制に於ては、その規定を缺く。されば夙に、奈良朝よりして私に紗の如き薄き織物を使用する者ありき。然れども、當局の公然これを認むるに至りしは實に平安初期の現象なりとす。弘仁五年閏七月令して薄き朝服を着せしむ。日本後紀卷廿四同月廿二日條にの

聽内外諸司人着薄朝服、

かかる制度の出現は次の如きことを想像せしむ。

本邦には古來一種の熱帶系服飾ありて存す。しかもそれ等の品は、衣服令に認めざるところにして庶人の日常服の一種として保存せられしならむ。

然るに弘仁の世に及び唐式服飾統一の思想、當局間に盛なりしがため、夏期に於て本邦の風土に適するやう服制の改定を行ふと共に、從來補助的服飾として認容し居たりし熱帶型服飾を全く停廢せんと試みしにあらざるか。○天羽衣、小忌衣、背摺衣（と考へ）さりながら、更衣制度は當初に於てはただこれを許容せしに留り、消極的效果をあげしに過ぎず。

(ロ)裳數制限 仁明帝の朝に及び女子の着すべき裙裳の數を定む。續日本後紀九承和七年三月乙未條にいはいく、

勅、頃者風俗澆漓、澗弊相屬、省費之術、儉約是憑、宜自今以後、女所服裳、夏之表紗、冬中裙、

不論貴賤、一切禁斷、一裳之外、不得重着、京畿七道准制禁斷。

これまた經濟生活の動搖が服飾界に影響する好例として觀過すべからざるなり。

(3) 服飾形態の差違

着裝狀態に於て比較しても直に知り得らるべき特徴は別項に記すところの如し。されどそれ以外にも少なからざる特色ありしこと疑なし。寛平御遺誡の一節に

延曆帝主毎日御南殿帳中、政務之後解脫衣冠、臥起飲食、(中略)其時人夏冬綿袴、其采女袴、如今表袴是欲使御也、是等語故大政大臣舊說也。いふどころの袴の制は最も留意を値するを覺ゆ。

所謂表袴は男子のそれにあらずして、後世は童女に限り使用するそのことなるべし。即ちこの傳説にして實を得たらんには、當時女子の袴は襠なかりしなり。

(4) 色彩についての趣味の變化

位階によりて規定せらるる公服の色も、時に變遷ありしかど、平服のそれは更に著しきものありき。一般的服色の中心勢力なりし支子色が驅逐せられて深紅色のそれに代りしことなど即ちこれなり。政事要略^{〇六}に出たる三善清行の奏言に^{〇延喜十七年十二月廿五日の奏議。}

天安以往男女貴賤衣袴皆染以支子、貞觀以來改以深紅之色、當時號之火色、(中略)亦號之日焦色、(中略)至仁和禁制此色。

いふところの深紅色は仁和の制ありといへども禁遏し盡くされしにあらず。延喜初年、また京都にその勢力を復活し、それに伴ひて染料の暴騰甚しく中産階級の人々は、ために家産を傾げんとするに至れりと傳ふ。清行は述べていはく^④

延喜七八年以後京師盛好此服、(中略)彌増深濃、

其尤甚者以紅花甘斤染絹一匹、(中略)加以比年

市塵之間紅花増貴、一斤直錢一貫文、今以甘斤染

絹一匹、則當用錢廿貫文、此則中民二家之産也。

紅色愛好の甚しかりしこと察するに餘あらむ。かくて延喜十八年三月、標準色の公布を見たれども^⑤庶人みな願ふるものなく、當局は反覆その禁を新にせしかど殆ど效果なかりき。

註(1)及(2)靈龜二年十月壬戌、内外諸司か薄紗の朝服を禁せしこと、續日本紀卷七に見ゆ。

(3)黒川博士、風俗沿革説(全集本四、三六六頁以下)

加藤氏、更衣の起原(考古學會雜誌第一卷十號一九

一二二頁)等はみな格逸を引いて二十六日に係く。

(4)清行封事(延喜十七年十二月)政事要略六十七に收む。

(5)日本記略三月十九日條に「以紅花大一斤爲染絹一匹給本様」の句あり。

八

當期の女装を着用者の年齢によりて分つ時は、

成年式及未成年式の二様式を認め得べし。前者は衣、褶、裙、帶等を以て構成せらるれど、後者は然らず。

未成年者の服制について明記せしものを求むるに、儀式及西宮記の存するあり。然れども前者の記載は卷三踐祚大嘗儀中に見えて、たゞ造酒、酒波等特殊の職に従ふべき童女に限らる。従て一般に涉れる典型的構成を見んがためには、むしろ後者に基くの可なるを覺ゆ。同書卷十六臨時四 女装束條に、内親王及齋宮齋院に侍仕する童女の服飾を載す。それによりて、當代の代表階級に於ける少女の風俗を察し得べし。その文には、

女親王對面、總角、着汗衫、半臂、下襲、表袴玉帶等。

齋宮齋院童女總角、青麴塵汗衫、半臂、下襲、表袴白柳帶。

然れども、これによりて徴し得べき服飾は、ただ

その一様式なるに留り、別に「細長」と呼ばれるものありて並び行はれたりき。

汗衫の制は後世まで存せしといへども、その形體には種々變化ありしもの如し。細長もまた同じ。近世に及びては、いづれも少年に限り服用せらるる品なるより、兩者を同視せんとする學說さへ出たり。さり乍ら、その名稱よりして考ふるも汗衫は外來の服制なるべく、「細長」は國風のものならむと信せらる。そのみならず「細長」は古く下着なしに服用せられしかと思はれ、恐らく南方系統のそれならむ。これについては玉葉安元々年七日廿日姫君眞菜始條に、その服飾を注していはく。

姫君(蘇芳二重織物細長、白薄物御小袖、單重甲細長之時、不用相袴等是先例也)

本文と類する記載は「胡曹抄」〇女房夏冬裝束細長條にも出づ。即ち

建曆元、四、十、姫君有眞菜、姫公、白重織物
細長、同織物小袖、二重、用細長之時、不用粗
先例也。

右の兩書に見えし慣例は、最も留意を値するもの
にして、細長が古く肌着式職能を有せしことを暗
示せり。然れども、その表着となりしことも、頗
ぶる古く、平安初世に於ても既に下着を具せしこ
とは言を俟たず。少しく後のものなれども、空穂
物語樓上卷下に、

いぬみやしろいうすものほそながに、ふたあ
ひのこうちぎをき給。

などあるにて知らるべし。

註(一)平安朝末に於て、「ほそながこいふは、れいのきぬ
のおほくびなき也(雅亮裝束抄卷一)」を解せられ
しが、「仙源抄」暮ほそなか條には「未通女ノキル
カリギヌ也」こいふに至れり。

(2)羽倉考卷二、細長汗衫同物歟之事條に、「元來一物

ニテ少人ノ著スルハ狭ク小ナルニ依テ細長ト名ヅ
ケ、是ヨリ二物相別レタル歟」こいふ説をあけ證は
なければ或は然らむこいひ、疑を存せり。

(3)後世に於ても夏期には肌膚に觸れしものなるべし
玉葉承久二年四月十六日條に、東宮御魚味の式を
述べて、「東宮出御(白小袷浮文織物御細長、依夏不
重御單御小袖)」こいへるはその證とすべし。

(4)予は更に一步を進めて、袖、袴等が北方系の服飾
なるが故に、細長の如き南方系の服制には併用せ
ざる舊習の存せしならむと考ふ。

九

細長の形態を、考古學的方法によりて、復源す
ることは、傳存の遺物なくして望むべからず。さ
りながら、「袴」と稱するものと別種の品なること
は疑なく、また童稚の男女が使用する服飾は他に
も種々ありしなるべし。愚昧記の傳ふるところに
よれば、伊勢神宮に「自天宮著御之御衣」なるもの

存せしといひ、その形質について、

非絹類如綿也、其色如染茜、其躰如小兒衣、(嘉

應元年三月四日條)

かくの如き事實をあげたり、いふところの「御衣」が果して如何なる服飾史的價値を有するか詳にしがたきも、一顧を要するものならむ。不幸にして今考ふべからずとはいへ、細長の如しとも記されざれば、その比に於ける細長とも異なる形なりしと知らる。

また小兒の服飾に帯なかりしことは疑なく、一定の年齢に達してはじめて帯を着す。春記長曆三年十月廿六日條に、

明日小兒等可著帶、女子并三郎小十四歳三郎十歳女可著之

事等仰家人了、(中略)禪師并大夫禪師十三歳大夫十歳等同

可着也

などいへるにより古代のそれをも逆推し得らる。

帯なくして服用せらるる衣服は身にまとひつくる

やうに作られしか、または貫頭衣風のものならざるべからず。

右に述ぶるところ推論のみ多くして、實證を示し得ざるは遺憾なりといへども、少年者間に外風服飾とは異なる系統の衣ありて用ゐられしこと疑ふべからざるを信ず。而してそは「タスキ」「ホソナガ」など呼ばれる一類の衣服によりて推測し得らるべきなり。

註(一) 袴は古來タスキ訓めり。その形状等の詳細なることは考ふべからず。雖も、平安中期の末代まで兒童の使用せしものなり。これについては、民族ミ歴史(第五卷四號)所載の別編にも述べたり、

(大正十一、九)